

2021年度 法学部 FD 活動報告

法学部では 2021 年度の FD 活動方針として、大学の内部質保証委員会および法学部の自己点検・評価委員会と連携しつつ、授業の内容および方法の改善を図り、教員の教育指導の能力を高めることを目指した様々な試みを行うとしていた。このような活動方針のもと行われた 2021 年度の活動について以下報告するが、2021 年度については、新型コロナウイルス感染拡大という状況のなか教育・研究活動には多くの制約が課されたことが重要である。様々な試練があったが、大学全体の方針のもと、法学部の教員、事務職員が一丸となってこの難局を乗り切る努力を行った。

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応

すでに前々年度の活動方針・活動計画執筆時に新型コロナウイルス感染拡大が始まっていたので、ICT を用いた遠隔授業に関する教員や職員の能力向上の機会を模索することを 2021 年度の活動計画の一部としていた。実際に、前年度には新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新学期は遠隔授業(オンライン授業)が行われることが決定されたことを受けて、法学部においても、オンライン授業サポートチームが編成され、オンライン授業に関する質問を集約し、授業に関するマニュアルの作成や FD 研修会の開催、さらに情報提供を行われたことから、2021 年度も引き続き ICT スキルアップの活動を意識して情報提供を行なった。

2. 演習関連の課題

2021 年度法学部 FD 活動方針において、演習関連が課題とされていた。

(1) ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2021』及び『利用の手引き』について、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から内容の充実に努めるとともに、全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討し、さらに 2022 年度ベーシック演習の内容変更に向けて課題を検討した。

(2) キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携(授業の振替や、教員による事前・事後の指導)を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進し、実施されるミドル演習、アドバンスト演習の実施状況を把握し、検証した。

それぞれについての今年度の活動について説明すると、(1)ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2021』及び『利用の手引き』の印刷をとりやめて、かわりにベーシック演習の基本指針を作成して共有することとし、多くの教員がベーシック演習に関わるができるように、授業内容の裁量を拡大させた。「ベーシック演習」の全体講義についても、学科別学び方講座、

法律家 の仕事、法哲学、政治学、法の歴史などがテーマとして取り上げられ、2022 年度には、キャリア科目として独立させ、充実を図ることとした。

(2) キャリア教育について、2021 年度は多くの企画が Zoom での開催となった。1 年次生 に対しては、ベーシック演習の一環として、全体講義を実施した。前年と同様に、対面での実施の場合と異なり、質問などをチャットで申し出てもらう形がとられたが、かえってその方が学生には質問しやすかったようであった。全体講義については、事前の案内だけでなく事後のリアクションペーパーの回収することにより、担当教員から演習受講学生への周知徹底が図られたと考えられる。2022 年度から第一学年対象の科目と同様に、第二学年対象のキャリア科目を立ち上げ、その充実を図った。

(3) について、Zoom を利用した遠隔授業とともに、希望する学生については大学で受講することを可能にするハイブリッド方式で行われた。

3. 海外法文化研修に関する課題

2016 年度に開始された「海外法文化研修」は、2019 年度にはその第 4 回目としてマッコーリー大学 (Macquarie University、オーストラリア) での研修が実施され、13 名の参加があった。2020 年度以降、海外法文化研修への応募を増やすために、派遣時期を 8 月の夏期休暇中に実施することとしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航制限なども考慮し、2021 年度については中止せざるを得なかった。2022 年度には、カナダ・カルガリー大学への派遣を目指すべく準備した。またオーストラリア・マッコーリー大学、韓国・韓南大学は取りやめることとし、次年度に再整備を図ることとした。

4. 韓南大学との学術交流に関する課題 法律学科では、韓南大学 (韓国) と教員間の学術交流及び学生の派遣を行ってきた。今年度については新型コロナウイルス感染拡大に伴う渡航制限なども考慮し、中止となった。

5. 司法特修コースの運用に関する課題 司法特修コースとは、法曹、研究者その他の高度な法律専門職を目指す学生を対象に、法科大学院で行われているような双方向の少人数授業の履修、共同研究室の利用など、最適な学び の場を提供し、また、所定の要件を満たせば、3 年次までに本学法務研究科または法学研究科 への進学が可能なカリキュラムを提供している。つまり司法特修コースを受講する学生は、早 い段階から高度な専門領域を学び、大学院進学レベルの実力をつけることができる。ただし司法特修コースに進むための成績上の一定の要件 (学内の成績 (GPA)、または法学検定試験の 合格のいずれかの要件を満たすことが要件となる) を設定した。2019 年度入学者について、16 名の登録申請があ

り、うち 15 名が司法特修コースへの登録を認められ、2020 年度から司法特修コース、行政・ビジネスコース(従来のカリキュラム)の 2 コース制の運用が開始され、司法特修コース 2 年次生対象の演習が新たに開講され、この制度が 2021 年度も踏襲された。2021 年度には司法特修コース登録者の 1 名より早期卒業を目指すと思が表明されたが、年度末のその申し出は取り下げられている。2022 年度より、従前の課題であった 4 年次生の司法特修コースへの拡大に対応するために、1 年次から 4 年次までの一貫したコースへと拡大、整備させた。合わせて、司法特修コースを含む 3 コース制に新たに整備した。

6. 法学会関連の活動

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織であり、法学会の活動も法学部の FD 活動の重要な柱を構成している。2020 年度法学部 FD 活動方針においても、法学会が教員及び学生の研究を促進する目的で組織されていることから、その本来の目的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する(各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など)とされていたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、多くの変更が余儀なくされた。行うことができた企画は以下のとおりである。

(1)法学会講演会(春季)は 2021 年 7 月 1 日(木)に柄沢 好宣氏(弁護士、本学法科大学院修了生)を講師としてお迎えし、「予防接種と自己決定-HPV ワクチン薬害訴訟を踏まえて」と題する講演会を Zoom を利用して開催した。

(2)南山法学会研究会(春季)は 2021 年 6 月 23 日(水)に大原寛史准教授による「契約法における『自律』と『他律』—履行不能の判断構造を中心として—」と題した研究会を行い、また南山法学会研究会(秋季)は 2021 年 12 月 8 日(水)に河合 正雄准教授による「1998 年人権法下の国内裁判所とヨーロッパ人権裁判所—受刑者訴訟を題材として」と題した研究報告会を行った。なお、南山学会法学系列第 1 回研究例会として、2021 年 6 月 23 日(水)に法学部の平嶋竜太教授による「『AI(人工知能)』の展開・普及と知的財産法における課題」と題した研究会が、また 2021 年 12 月 8 日(水)には南山学会法学系列第 2 回研究例会として、法学部の緒方桂子教授による「家族ケアと仕事の両立に関する日独韓比較—コロナ・パンデミックに直面して見えてきたもの」と題した研究会が行われた。

(3)南山法学の発行

南山法学第 44 巻第 3・4 合併号を 2021 年 5 月に、南山法学第 45 巻第 1 号を 2021 年 9 月に、また南山法学第 45 巻第 2 号を 2022 年 1 月にそれぞれ発行した。

(4) 司法試験合格者の体験談を聴く会

今年度の司法試験の合格者からその体験談を聞く会を 2021 年 10 月 8 日(金)に開催した。

(5) 懸賞論文の審査

学部・大学院生を対象に懸賞論文を公募したところ、3 編の応募があった。審査の結果、優秀賞 1 編、佳作 2 編を選出した。

7. 法学部ゼミナール委員会活動関連の活動

ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する(サマーセミナー、機関誌『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティ、新入生歓迎交流会など)ことを予定していたが、以下に述べる企画のほかは、新型コロナウイルス感染拡大のため、多くの企画を断念せざるを得なかった。

(1) ゼミナール委員会総会

総会オンライン(Zoom)で開催し、運営体制や『法友南山』の発行を審議した。

(2) 法友南山の発行

法友南山第 41 号を 2022 年 3 月に発行した。

8. FD 企画等の活動

2021 年度についても、全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部の FD 研修会を企画実施した。

(1) 法学部・法務研究科・法学研究科主催「法学部カリキュラム改正(案)について」

日時: 2021 年 7 月 7 日(水) 13 時 35 分～15 時 15 分

講師: 法学部小原将照教授

内容: 法学部カリキュラム改正(案)について、法学部法学科長である小原将照教授が説明したのち、質疑応答を行った。

(2) 法学部・法務研究科・法学研究科主催「司法特修コースの授業運営について」

日時: 2021 年 10 月 20 日(水) 13 時～13 時 30 分

講師: 法科大学院平林美紀教授

内容: 授業担当者からお寄せいただきました情報を紹介し、新たなカリキュラムの下での司法特修コースのあり方について検討した。

以上